

釧路西部商店会

事	業	主な出来事
<p>◇街路美化環境整備</p> <p>毎年鳥取大通1丁目から星が浦4丁目までフラワーボックスの設置、街路の清掃を行う。期間は6月下旬から10月上旬まで。</p>   	<p>◇地域鳥取神社祭りに協力</p> <p>毎年9月13日から開催される鳥取神社祭りに合わせ幟り設置を会員へ協力願う。</p>   <p>◇ガウディタワー（バス停）</p> <p>釧路市出身で新進建築家として活躍中の西沢鉄雄さんの設計。「サグラダ・ファミリア」で知られるスペインの建築家アントニオ・ガウディの幻想的な建築イメージから名付けられた作品。</p> 	<p>H03.06 創立 広瀬会長 H00.00 改選 柴田会長 H11.11 ガウディタワー設置（1基目／鳥取農協前） H12.11 ガウディタワー設置（2基目／サンエス前） H13.10 ガウディタワー設置（3基目／日本製紙前） H13.11 マイストリート事業（シンボルマーク決定） H16.06 改選 宮田会長 H20.05 改選 家山会長 H20.09 ガウディタワー全基修繕リニューアルセレモニー</p>
<p>◇多良福（たらふく）まつり</p> <p>H22.9 第1回多良福まつり開催（鳥取神社祭にて） H23.7 イーグルスクエア駐車場にて開催（テント市・フリマ） H24.7 テント市18店参加</p>  	<p>◇シンボルマーク</p> <p>マイストリート事業表彰 ストリート名「サンシャン街道」とマークの受賞者表彰。</p> 	<p>◇基本方針</p> <p>釧路西部商店会は、豊かで快適な文化的生活を求める地域社会の中で、住民の皆様と共にコミュニティを目指した地域街づくりを考え、会員相互の利益増進を図ります。</p> <p>当会の事業として皆様に理解してもらい仕組みづくりを検討し、会員の増加と会員相互間の情報交流の場を設けていきます。</p> <p>◇重点目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域社会と商店街の融和で思いやりのある商店街づくり ②会員相互の連帯強化と組織作り ③地域鳥取神社祭りに協力 ④商店街並みマイストリート事業の活動（名称、シンボルマークの活用） ⑤街路美化環境整備（フラワーボックスの設置、街路の清掃） ⑥空き店舗対策事業並びに釧路ポイントカード事業の推進 ⑦地域高齢社会に対応し、健康で明るい暮らしを推進
<p>※今年度の事業計画は街路美化や鳥取神社祭りの他に「たら福まつり」「アイスフラワー」等を計画しております。</p>		

釧路西部商店会規約

釧路西部商店会規約

- 第1条（名称） 本会は「釧路西部商店会」と称する。
- 第2条（会員） 本会の会員は釧路市西部地区で、サービス業及びその他を営む者によって構成する。
- 第3条（目的） 本会は会員相互の協力により地域の発展を促し、ひいては会員相互の利益増進を目的として、次の事業を行う。
1. 地域街路の環境整備に関すること
2. 営業に関する情報の伝達
3. その他目的達成のための事業
- 第4条（役員） 本会の会務を処理するため、次の役員を置く。
1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 事務局長 1名
5. 会計 1名
6. 会計監査 2名
役員の任期は選任された日より2年とし、再任を妨げない。
- 第5条（役員の任務）
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、これを代行する。
3. 理事は会員の意向を代行して役員会に反映させる。
4. 会計は本会の会計を行う。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第6条（役員会） 役員会は会長、副会長、理事、事務局長、会計により構成され、総会決定事項の執行及び第3条の目的達成のために必要な事項を審議し、執行する。
- 第7条 本会に相談役を置くことができる。
- 第8条（総会） 総会は毎年会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時は臨時総会を開催する。
総会の議決は出席会員の過半数により決する。
総会は次の事を決する。
1. 事業報告
2. 収支決算報告書
3. 事業計画及び予算
4. 役員を選出
5. 規約の変更
6. その他本会の組織、運営に関する重要な事項
- 第9条（議長） 総会の議長は会長が勤める。
- 第10条（会計年度） 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第11条（会費） 本会の会費は年額10,000円とする。
上半期（4月～9月）5,000円、下半期（10月～3月）5,000円とし、下半期に入会した者は、5,000円を納入する。
- 第12条（施行） この規約は平成3年6月8日より施行する。

規約改定	平成 4年 5月25日（会費）
	平成10年10月27日（会費）
	平成11年 5月24日（役員）
	平成11年 5月24日（役員会）
	平成11年 5月24日（会費）
	平成15年 5月26日（会費）
	平成22年 4月27日（会員）
	平成22年 4月27日（会費）